

貨物自動車(GVW3.5t以下を除く)の燃料タンクの関係部品の変更等を行った場合の取扱いと新規検査等届出書の記載  
(UN-R34が適用される新型車)

※:新型車とは、型式指定等の認可年月日が2018年9月1日以降のものをいう。

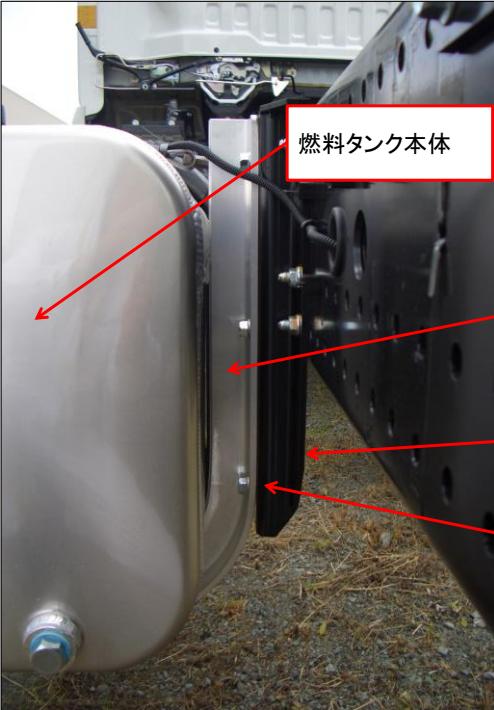
別添

No	項目	UN-R34-03(5. 及び6.又は13に限る。)の適用等	新規検査等届出書の記載
1	燃料ホースの交換	<p>ホースはUN-R34中の「アクセサリー」含まれないため、UN-R34の技術的要件は適用されない。</p> <p></p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① サブエンジン式冷凍機への燃料供給</li> <li>② 車載式発電機への燃料供給</li> <li>③ 架装物の作業用エンジンへの燃料供給</li> </ul>	記載不要
2	既存のボルトから他のボルト等(プラグや配管など)への交換	<p>取付部(ボルト径、ピッチなど)が同一であれば、UN-R34の技術的要件に影響しない。</p> <p></p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 増設燃料タンクとの接続</li> <li>② 架装物の作業用エンジンへの燃料供給</li> </ul>	<p>別紙に以下の記載例を参考に記載する。</p> <p>「指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄 (記載例) ■燃料タンクのドレン用ボルト</p>

**貨物自動車(GVW3.5t以下を除く)の燃料タンクの関係部品の変更等を行った場合の取扱いと新規検査等届出書の記載  
(UN-R34が適用される新型車)**

※:新型車とは、型式指定等の認可年月日が2018年9月1日以降のものをいう。

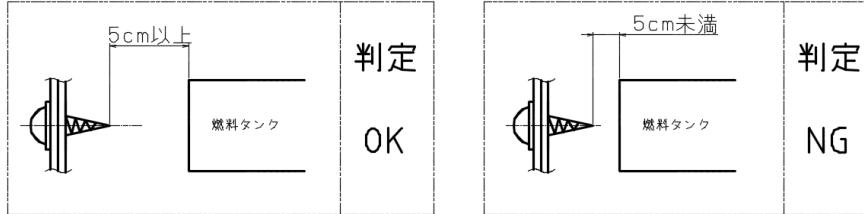
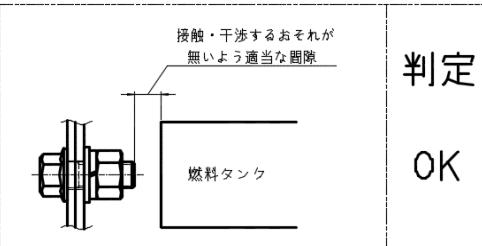
別添

No	項目	UN-R34-03(5. 及び6.又は13に限る。)の適用等	新規検査等届出書の記載
3	燃料タンクの移設する場合のステーへの孔あけとスペーサの取付	<p>① 燃料タンクのステーは、タンクの一部(構成部品)であるため交換はできないが、孔あけや取付ボルトの変更については、UN-R34の技術的要件に影響しない。</p> <p>② スペーサは、UN-R34中の「アクセサリー」に含まれないためUN-R34の技術的要件は適用されない。</p> 	記載不要

貨物自動車(GVW3.5t以下を除く)の燃料タンクの関係部品の変更等を行った場合の取扱いと新規検査等届出書の記載  
(UN-R34が適用される新型車)

※:新型車とは、型式指定等の認可年月日が2018年9月1日以降のものをいう。

別添

No	項目	UN-R34-03(5. 及び6.又は13に限る。)の適用等	新規検査等届出書の記載
4	燃料タンク近くの突起物の扱いについて (車両認証で適合性が確認されたものを除く)	<p>次の突起物については、UN-R34の技術的要件に適合する。</p> <p>① 鋭利な突起物については、タンク近傍に配置されていないもの。 この場合、「鋭利な突起物」とは先端が釘状に尖がっているビス等(タッピングスクリュー)が該当する。また、「近傍」とはタンクとの隙間が5cm未満のエリアとする。</p>  <p>② その他の突起物については、走行中の振動等によりタンクと接触・干渉するおそれがないよう適当な間隙を有したもの。</p> 	記載不要
5	車両推進用以外の用途に用いるエンジンの燃料タンク (事例)	<p>UN-R34のスコープ外なので、UN-R34の技術的要件は適用されない。</p> <p>① 冷凍機のサブエンジン用 ② 消防車のポンプ駆動用 ③ コンテナ発電機用(トレーラ)</p>	記載不要